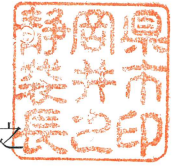


令和8年3月10日

袋井市東同笠934

(有)小久江清掃

代表取締役 小久江吉弘 様



袋井市長 大場規之

一般廃棄物収集運搬業許可証

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条(袋井市廃棄物の処理及び清掃に関する条例第16条)の規定により、次のとおり許可します。

取扱廃棄物	事業系一般廃棄物(厨芥類・木屑・紙屑・布類)
許可番号	袋井市一廃許可 第10号
期間	令和8年4月1日から令和10年3月31日まで
区域	袋井市内
その他の条件	裏面のとおり

その他の条件

- 1 この許可証は、他人に譲渡又は貸与してはならない。
- 2 申請事項に変更が生じた時は、直ちに届け出ること。
- 3 業務の廃止又は休止は、その30日前までに届け出ること。
- 4 廃業等の場合、市に対して一切迷惑を掛けないこと。
- 5 取扱廃棄物は許可した種類に限る。
- 6 収集運搬を行う場所は許可した区域に限る。
- 7 廃棄物は、法令・条例等を遵守し、適正に処理をすること。
- 8 資源ごみ等(プラスチック類・ペットボトルなど)は、中遠クリーンセンターへ搬入しないこと。
- 9 近隣市町の廃棄物又は産業廃棄物と同時に収集運搬しないこと。
- 10 収集した厨芥類、木屑、布類、特に紙屑(新聞紙、チラシ、段ボール、雑誌、雑がみ、牛乳パック、防水加工紙等)は、リサイクルに努めること。
- 11 収集運搬車両には、袋井市の許可車両としての表示をすること。
- 12 業務状況報告書を翌月10日までに提出すること。
- 13 委託契約・委託契約解除報告書を増減があり次第、翌月10日までに提出すること。
- 14 地球温暖化対策に協力し、不要なアイドリング、急発進・急加速・空ぶかしなどを行わないこと。